

議会だより

平成22年第6回市議会が、11月30日から12月20日までの21日間で開催されました。今回は、平成22年度都城市一般会計補正予算など市長提出議案58件（うち17件は継続審査分）、諮問1件、議員提出議案7件、請願6件（うち1件は継続審査分）の合計72件について審議された結果、市長提出議案1件が否決となったほかはすべて可決、同意、採択されました。

市政を進める上で重要な案件については、議会の可決などが必要となります。今回審議された指定管理者の指定に関する審議の内容を紹介します。

◆議案第167号「公の施設の指定管理者の指定について」 【議案の概要説明】

都城市総合文化ホール（以下「ホール」と称す）の指定管理者として、MSGグループを指定するものです。

【主な質疑】

質1 選定委員の氏名、審査内容および採点結果、議事録などについて非公開とする理由を伺いたい。

答1 選定委員の氏名の公表などについては、都城市情報公開条例

第11条第7項

「公開することにより、選定事務の実施の目的が失われるおそれがあるもの、または当該選定事務もしくは将来の選定事務の公正かつ適正な執行に著しい支障が生じるおそれがあるもの」に該当するかどうかを判断し、非公開としています。

【討論】

反対討論 4件

本議案は、審査内容や審査項目、選定理由など、基本的な文書も含め、選定委員についても公表され



平成22年度12月補正予算（12件）

【一般会計】	2億7,941万5千円
【特別会計】	8億 460万5千円
【水道事業会計】	641万6千円

平成21年度決算の認定（17件）

■一般会計歳入歳出決算の認定について ほか16件

条例の制定・一部改正（12件）

■都城市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について ほか11件

その他（17件）

■財産の取得について ほか16件

諮問（1件）

■人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて

議員提出議案（7件）

■米価大暴落に歯止めをかけるための意見書 ほか6件

請願（6件）

■市議会議場に国旗の掲揚を求める請願書 ほか6件

ず、市民に対して重要な情報の公開がない。

指定管理を行う理由として管理運営経費の削減を挙げながら、経費が高い方を選定したことは理解し難い。

本来、文化施策や文化振興事業を推進するために市が100割出資して市民のために設立した、都城市文化振興財団を解散することは容認できない。

賛成討論

討論者無し。

【採決】

無記名投票による採決の結果、賛成12、反対21で原案は否決となりました。

一般質問では、24人の議員が質問に立ち、活発な議論が交わされました。主な内容は次のとおり。

◆本市スポーツの課題について

質1 小中学校運動部顧問に対する育成について伺いたい。

答1 小学校は、ボランティアで指導している先生もいて、特に顧問という制度はなく、育成もしていません。中学校は、先生方が協議され、それぞれ部活動の顧問を決めているとのこと。また、宮崎県中学校体育連盟による研修会が年数回実施され、参加については、各顧問の判断で参加しているというのが実情です。

市教育委員会主導の育成研修は実施していません。

質2 異動などに伴う指導者の交代について伺いたい。

答2 年度末になると、人事異動があります。転出予定の顧問については、その部の指導が継続して実施できるよう、校長へのヒアリングを行います。その結果を県教育委員会に伝え、学校の要望に因應べく、努力しています。

なお、一部の特殊な競技については、次の顧問の配置ができない場合を考え、外部指導者をお願いすることも考えています。

◆家庭ごみなどの不法投棄対策について

質1 本市の不法投棄の実態について伺いたい。

答1 平成21年度の不法投棄件数は市内全域で196件あり、年々増加傾向にあります。



投棄場所が多いのは、主に道路脇や山林・河川などで、燃やせないごみや空き缶、ペットボトルなどの資源ごみが多い状況です。

また、家電製品については、家電リサイクル法施行後も不法投棄が後を絶たない状況で、平成21年度の廃棄家電製品の処理数はテレビが117台、冷蔵庫が19台、洗濯機が20台となっています。

質2 不法投棄に対する取り組みの現状について伺いたい。

答2 不法投棄の通報があるにもかかわらず現場確認を行い、内容物を調査します。その際、投棄をした人が特定できれば本人に連絡して回収を依頼しますが、特に悪質な場合は警察にも現場確認をお願いします。特定できない場合は、環境政策課や環境業務課が回収し、分別後、適正な処理を行っています。家電製品については、回収後、市が手数料を負担し、家電リサイクルにかかわる市内2カ所の指定引き取り業者に搬入します。

また、不法投棄のあった土地の所有者や管理者に対して、不法投棄が行われている旨をお知らせし、不法投棄の原因となる雑草や雑木の除去など、適切な管理をお願いしています。

質3 不法投棄を防止するための対策について伺いたい。

答3 防止策としては、市が委嘱している65人の環境監視員にそれぞれの担当区域の定期的なパトロールを依頼し、不法投棄多発場所の把握や早期発見に取り組みんでいます。

また、不法投棄の多発場所の看板設置について、環境監視員や各自治公民館長、あるいは土地の所有者などから要望や要請があった場合、現場確認を行い、設置しています。

◆環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)について

質1 本市の農業算出額などへの影響について伺いたい。

答1 日本のTPP参加による、本市の農業産出額への影響は平成18年度農業産出額698億円に対し、約451億円減少すると試算している、率にして約65%の影響が見込まれます。

部門ごとの内訳は耕種部門（主に米）が42億円、畜産部門に関しては、肉用牛が110億円、乳用牛が41億円、豚が177億円、鶏が81億円の計409億円と試算しています。

また、関連産業に対する影響額

は約252億円を試算していて、主な部門は、食料品、輸送、卸売、小売、金融となります。

質2 今後の都市市の対応について伺いたい。

答2 TPP交渉参加後の農業施策の方針や農業支援策などの制度設計がないままの参加については、反対の意向を関係者一丸となって訴えていきます。同時に、農業の持つ多面的機能の中で、特に洪水防止や河川流況の安定あるいは土壌崩壊防止機能など、さまざまな国土保全機能を持っていることについても関係者に対し、理解を求めていきたいと考えています。

傍聴においでください

市議会は、3月、6月、9月、12月の定例会や臨時会で、市民に関係の深い議案や請願などを審議します。傍聴席は、市役所西館6階にありますので、ご自由においでください。また、BTVケーブルテレビでも、市議会の中継放送や録画放送を行っています。

◎問い合わせ

議事事務局 ☎23-7869



年に1回、 狂犬病 予防注射を 受けましょう！

平成23年度の狂犬病予防注射と飼い犬の登録を行います。
予防注射は、どの会場でも受けられますので、近くの公民館または地区公民館などで都合に合わせて接種しましょう。

問い合わせ

環境政策課 ☎ 23-2130

各総合支所市民生活課

山之口 ☎ 57-3111

高城 ☎ 58-2311

山田 ☎ 64-1111

高崎 ☎ 62-1111

平成23年度の狂犬病予防注射と飼い犬の登録を行います。
狂犬病は発病すると、死亡率が100%という恐ろしい病気です。そのため、生後91日以上以上の飼い犬には、毎年1回の狂犬病予防注射が法律で義務付けられています。
後日受付票を郵送いたします。
予防注射受付票や鑑札などの登録が確認できるものを持参の上、接種ください。また、登録が済んで

いない犬は注射と同時に登録も行ってください。
この日程で注射を受けられない場合は、最寄りの動物病院で注射を受けてください。

狂犬病予防注射料
3,000円(年1回)
登録料
3,000円(生涯1回)

◎**注意事項**

- 予防注射受付票は郵送しますので、必ず持参ください。受付票がない場合、受付時に書類の記入が必要です
- 注射会場では、飼い主が責任を持って犬を制御してください
- 体調の悪い犬、または1カ月以内に注射をしたばかりの犬については、注射会場の獣医師または動物病院に相談ください

本庁管内	
4/22 (金)	鷹尾一丁目自治公民館 9:00~ 9:30
	北鷹尾自治公民館 10:00~10:30
	五十市地区公民館 11:00~11:30
	中尾自治公民館 13:00~13:30
	狐塚自治公民館 14:00~14:30
	平長谷自治公民館 15:00~15:30
4/26 (火)	都島自治公民館 9:00~ 9:30
	ふるさとセンター (大岩田玉利自治公民館横) 10:00~10:30
	横尾原自治公民館 11:00~11:30
	上今町自治公民館 13:00~13:30
	下今町自治公民館 14:00~14:30
	原村自治公民館 15:00~15:30
4/27 (水)	久保原西自治公民館 9:00~ 9:30
	上養原自治公民館 10:00~10:30
	後養原自治公民館 11:00~11:30
	下養原自治公民館 13:00~13:30
	霧原自治公民館 14:00~14:30
	サンアビリティーズ都城 15:00~15:30
4/28 (木)	今房自治公民館 9:00~ 9:30
	表自治公民館 10:00~10:30
	東加治屋自治公民館 11:00~11:30
	和田自治公民館 13:00~13:30
	横市地区公民館 14:00~15:00
5/10 (火)	都島公園 (陸軍墓地) 駐車場 9:00~ 9:30
	西町自治公民館 10:00~10:30
	上町自治公民館 11:00~11:30
	早鈴自治公民館 13:00~13:30
	姫城自治公民館 14:00~14:30
	甲斐元自治公民館 15:00~15:30
5/11 (水)	下長飯自治公民館 9:00~ 9:30
	藤田自治公民館 10:00~10:30
	下安久自治公民館 11:00~11:30
	正応寺自治公民館 13:00~13:30
	高野原自治公民館 14:00~14:30
	豊満自治公民館 15:00~15:30
5/12 (木)	石原自治公民館 10:00~10:30
	下安久自治公民館 11:00~11:30
	益貫自治公民館 13:00~13:30
	梅北麓自治公民館 14:00~14:30
	女橋自治公民館 15:00~15:30

本庁管内	
4/11 (月)	東田野自治公民館 10:00~10:30
	東折田代自治公民館 11:00~11:30
	西折田代自治公民館 13:00~13:30
	猪子石記念碑前 14:00~14:30
4/12 (火)	上馬渡自治公民館 10:00~10:30
	夏尾市民センター 11:00~11:30
	東牛之脛自治公民館 13:00~13:30
4/13 (水)	御池自治公民館 14:00~14:30
	下川内自治公民館 10:00~10:30
	上川内自治公民館 11:00~11:30
	西岳地区公民館 13:00~13:30
	荒川内自治公民館 14:00~14:30
4/14 (木)	渡司自治公民館 15:00~15:30
	下川崎自治公民館 9:00~ 9:30
	上川崎自治公民館 10:00~10:30
	関之尾自治公民館 11:00~11:30
	西区自治公民館 13:00~13:30
	庄内地区公民館 14:00~15:00
4/15 (金)	今平自治公民館 9:00~ 9:30
	筋自治公民館 10:00~10:30
	平田自治公民館 11:00~11:30
	宮島自治公民館 13:00~13:30
	千草自治公民館 14:00~14:30
	今屋自治公民館 15:00~15:30
4/19 (火)	源野自治公民館 9:00~ 9:30
	大根田自治公民館 10:00~10:30
	志比田自治公民館 11:00~11:30
	片平自治公民館 13:00~13:30
	宮丸自治公民館 14:00~14:30
	小松原地区公民館 (地区体育館横) 15:00~15:30
4/20 (水)	北原自治公民館 9:00~ 9:30
	中妻自治公民館 10:00~10:30
	昌蒲原自治公民館 11:00~11:30
	花繰自治公民館 13:00~13:30
	妻ヶ丘地区公民館 14:00~14:30
	若葉自治公民館 15:00~15:30
4/21 (木)	弁済使自治公民館 9:00~ 9:30
	小鷹自治公民館 10:00~10:30
	竹町自治公民館 11:00~11:30
	一万城東部自治公民館 13:00~13:30
	一万城西部自治公民館 14:00~14:30
広原自治公民館 15:00~15:30	

高城総合支所管内		
6/21 (火)	雀ヶ野公民館	9:00～ 9:30
	高城地区公民館 四家分館	10:00～10:30
	第18自治公民館	11:00～11:30
	七瀬谷公民館	13:00～13:30
	市野々公民館	14:00～14:30
	高城農村改善センター	15:00～15:30
6/22 (水)	田辺公民館	9:00～ 9:30
	雁寺・八久保公民館	10:00～10:30
	西久保公民館	11:00～11:30
	第12自治公民館	13:00～13:30
	第11自治公民館	14:00～14:30
	石山体育センター	15:00～15:30
6/23 (木)	上星原公民館	9:00～ 9:30
	下星原公民館	10:00～10:30
	豊広公民館	11:00～11:30
	第9自治公民館	13:00～13:30
	高城ふれあい武道館 (穂満坊)	14:00～14:30
	高城総合支所 公用車駐車場	15:00～15:30
6/24 (金)	横原地区 コミュニティセンター	9:00～ 9:30
	勤労青少年ホーム	10:00～10:30
	第3自治公民館	11:00～11:30
	高城原 ふれあいスポーツ館	13:00～13:30
	第1自治公民館	14:00～14:30
	第2自治公民館	15:00～15:30

高崎総合支所管内		
6/6 (月)	栢木自治公民館	9:00～ 9:30
	町倉自治公民館	10:00～10:30
	谷川自治公民館	11:00～11:30
	田平自治公民館	13:00～13:30
	栗巣自治公民館	14:00～14:30
	迫間自治公民館	15:00～15:30
6/7 (火)	松ヶ水流水自治公民館	9:00～ 9:30
	東自治公民館	10:00～10:30
	権堀牛繋留所	11:00～11:30
	蔵元自治公民館	13:00～13:30
	三和自治公民館	14:00～14:30
	共和自治公民館	15:00～15:30
6/8 (水)	高坂自治公民館	9:00～ 9:30
	原村自治公民館	10:00～10:30
	牟礼水流水自治公民館	11:00～11:30
	上勢西自治公民館	13:00～13:30
	鍋自治公民館	14:00～14:30
	横谷自治公民館	15:00～15:30
6/9 (木)	大牟田地区体育館	9:00～ 9:30
	荒場自治公民館	10:00～10:30
	野平自治公民館	11:00～11:30
	塚原自治公民館	13:00～13:30
	小牧自治公民館	14:00～14:30
	中轟自治公民館	15:00～15:30
6/10 (金)	炭床自治公民館	9:00～ 9:30
	笛水教育集会所	10:00～10:30
	後平自治公民館	11:00～11:30
	木下自治公民館	13:00～13:30
	吉村自治公民館	14:00～14:30
	高崎総合支所 東側駐車場	15:00～15:30

本庁管内		
5/13 (金)	大浦自治公民館	10:00～10:30
	嫁坂自治公民館	11:00～11:30
	弘川自治公民館	13:00～13:30
	川内自治公民館	14:00～14:30
	雄児石自治公民館	15:00～15:30
5/17 (火)	立野自治公民館	9:00～ 9:30
	早水自治公民館	10:00～10:30
	年見自治公民館	11:00～11:30
	千町自治公民館	13:00～13:30
	並木自治公民館	14:00～14:30
	上川東一丁目 自治公民館	15:00～15:30
5/18 (水)	川東墓地東入口	9:00～ 9:30
	下川東自治公民館	10:00～10:30
	祝吉地区公民館	11:00～11:30
	祝吉自治公民館	13:00～13:30
	南郡元三丁目 自治公民館	14:00～14:30
5/19 (木)	上郡元自治公民館	15:00～15:30
	神之山自治公民館	9:00～ 9:30
	松之元自治公民館	10:00～10:30
	吉尾自治公民館	11:00～11:30
	下金田自治公民館	13:00～13:30
5/20 (金)	中金田自治公民館	14:00～14:30
	沖水地区公民館	15:00～15:30
	高木自治公民館	10:00～11:00
	太郎坊自治公民館	13:00～13:30
	広瀬自治公民館	14:00～14:30
5/24 (火)	麓自治公民館 (野々美谷)	15:00～15:30
	寿万寺自治公民館	10:00～10:30
	崎田自治公民館	11:00～11:30
	薄谷自治公民館	13:00～13:30
	森田自治公民館	14:00～14:30
5/25 (水)	丸谷自治公民館	15:00～15:30
	下水流3自治公民館	10:00～10:30
	下水流1自治公民館	11:00～11:30
	平原自治公民館	13:00～13:30
	上水流東自治公民館	14:00～14:30
5/26 (木)	巢立自治公民館	10:00～10:30
	岩満自治公民館	11:00～11:30
	荒ヶ田自治公民館	13:00～13:30
	志和池地区公民館	14:00～15:00

■各地区の日程で都合の悪い人は

本庁管内全域		
4/24 (日)	庄内地区公民館	9:00～ 9:30
	横市地区公民館	10:00～10:30
	五十市地区公民館	11:00～11:30
	小松原地区公民館	13:00～13:30
	妻ヶ丘地区公民館	14:00～14:30
	上長飯霊地公園 北側駐車場	15:00～15:30
5/29 (日)	祝吉地区公民館	9:00～ 9:30
	沖水地区公民館	10:00～10:30
	志和池地区公民館	11:00～11:30
	中郷地区公民館	13:00～13:30
	都城市役所第2駐車場 (図書館向かい側)	14:00～15:00

総合支所管内		
6/19 (日)	山田総合支所車庫前	9:00～10:00
	高崎総合支所 東側駐車場	10:30～11:30
6/26 (日)	山之口総合支所車庫前	13:00～14:00
	高城総合支所 公用車駐車場	14:30～15:30

市内全域		
6/26 (日)	都城保健所	9:00～12:00

山田総合支所管内		
6/14 (火)	和田上自治公民館	9:00～ 9:30
	田中自治公民館	10:00～10:30
	毘砂丸自治公民館	11:00～11:30
	万ヶ塚自治公民館	13:00～13:30
	瀬茅自治公民館	14:00～14:30
	牛谷自治公民館	15:00～15:30
6/15 (水)	石風呂自治公民館	9:00～ 9:30
	平山自治公民館	10:00～10:30
	中村自治公民館	11:00～11:30
	長谷自治公民館	13:00～13:30
	脇之馬場自治公民館	14:00～14:30
	山田町体育館前	15:00～15:30
6/16 (木)	上是位川内自治公民館	9:00～ 9:30
	下是位川内自治公民館	10:00～10:30
	浜之段自治公民館	11:00～11:30
	北田自治公民館	13:00～13:30
6/17 (金)	大古川自治公民館	14:00～14:30
	竹脇自治公民館	15:00～15:30
	古江自治公民館	9:00～ 9:30
	山内二自治公民館	10:00～10:30
	谷頭五自治公民館	11:00～11:30
	谷頭二自治公民館	13:00～13:30
	谷頭九自治公民館	14:00～14:30
谷頭 トレーニングセンター	15:00～15:30	

山之口総合支所管内		
5/31 (火)	飛松公民館	9:00～ 9:30
	青井岳 (高野商店裏)	10:00～10:30
	五反田公民館	11:00～11:30
	永野地区公民館	13:00～13:30
	六十田公民館	14:00～14:30
6/1 (水)	野上公民館	15:00～15:30
	麓宮農研修館	9:00～ 9:30
	田原公民館	10:00～10:30
	街区公民館	11:00～11:30
	西向原公民館	13:00～13:30
6/2 (木)	下富吉地区体育館	14:00～14:30
	上富吉地区体育館	15:00～15:30
	桑原公民館	9:00～ 9:30
	乗平公民館	10:00～10:30
	正近公民館	11:00～11:30
6/2 (木)	前方公民館	13:00～13:30
	川内公民館	14:00～14:30
	山之口総合支所車庫前	15:00～15:30

あなたのペットは迷惑をかけていませんか？

適切でない飼い方は、近所だけでなく地域の皆さんに迷惑を掛けることとなります。

飼い主は、ただかわいがるだけでなく、犬や猫の本能や習性をよく理解し、まわりに迷惑をかけないようにマナーを守りましょう。

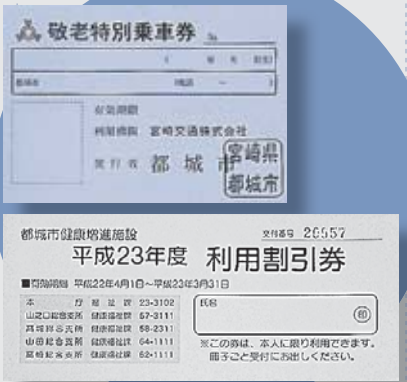
4月1日から

敬老特別乗車券(敬老バス券)と

健康増進施設利用割引券(利用割引券)の

更新・交付手続きが始まります。

◎問い合わせ 福祉課 ☎23-3102



敬老特別乗車券

高齢者の生きがいを高め、外出などの自主的活動を行ってもらうために、宮崎交通、鹿児島交通、高崎観光バスのいずれかの乗車券を交付します。

●対象 市内在住の満70歳以上の
人

●乗車区域 市全域

※高速バス、特急バスは利用不可

●利用者負担

1回の乗車につき100円

●交付期間 4月1日(金)～

●手数料 1人1,000円

●手続き窓口 福祉課、各総合支所健康福祉課、各地区市民センター

●手続きに必要なもの

【新規の人】

6カ月以内に撮影した写真(横2.5センチ×縦3センチ、脱帽、顔が鮮

明に写っているもの)、保険証・運転免許証などの身分証明書

※代理手続きはできません

【更新の人】

現在持っているバス券

※手続きは代理でもできますが、

バス券の紛失や記載事項の変更

などがある場合は、再発行にな

り、新規と同じ手続きが必要で

す。その場合は、代理手続きは

できません

●その他

有効期限が平成23年3月31日のバ

ス券は4月中は使用できますが、

5月からは使用できません

健康増進施設利用割引券

高齢者の健康増進を図るために、市内5カ所の施設で利用できる共通割引券を交付します。

【昭和22年4月1日以前に生まれ
た人】

●交付場所

福祉課、各総合支所健康福祉課、

各地区市民センター

※4月13日(水)から15日(金)までの間

は、小松原・横市・祝吉・妻ヶ

丘地区公民館および長寿館で交

付できます

【身体障害者手帳、療育手帳、精

神障害者保健福祉手帳の交付を受

けている65歳未満の人、身体障害

者手帳(1・2級)、療育手帳A、

精神障害者保健福祉手帳(1・2

級)の交付を受けている人の主た

る介助者】

●交付場所

福祉課、各総合支所健康福祉課

※各地区公民館では交付できません

各地区公民館の交付日程

4月13日(水) 9:30~11:30	小松原地区公民館
4月13日(水) 13:30~15:30	横市地区公民館
4月14日(木) 9:30~11:30	祝吉地区公民館
4月14日(木) 13:30~15:30	長寿館
4月15日(金) 9:30~11:30	妻ヶ丘地区公民館

※敬老バス券および利用割引券を同時に交付します

●手続きに必要なもの
【本人申請】 印鑑、身分証明書

【代理申請】 委任状または交付対象者の身分証明書、交付対象者と代理人の印鑑、代理人の身分証明書

※身分証明書とは、保険証、運転免許証、身体障害者手帳など

【身体障害者・療育・精神障害者保健福祉手帳による申請】

交付対象者の印鑑(代理申請は交付対象者と代理人の印鑑)、交付対象者の身体障害者手帳など。介助者の分を申請する場合は介助者の印鑑

※印鑑は、スタンプ式印鑑を除く

●その他
期限の切れた利用割引券の回収は、温泉施設では行いません。手続きの際に持参してください

4月10日(日)は 宮崎県議会議員選挙 の投票日



県民の代表を選ぶ重要な選挙です。
明るく住みよい地域をつくるため、
一人一人の大切な一票を無駄にすることなく、
必ず投票しましょう。

◎問い合わせ 選挙管理委員会 ☎23-7864

●投票は 午前7時～午後8時

※西岳地区全域、中郷地区の石原、尾平野、高城地区の有水、田辺、岩屋野、四家、高崎地区の江平は午後7時まで、山之口地区の永野、青井岳、高崎地区の前田、迫間、^{かやのき}栢木、小牧、笛水は午後6時まで、山之口地区の飛松は午後5時までとなりますので注意してください

選挙人名簿に登録される人

今回、選挙人名簿に登録される人は、次の要件に該当する人です。

●住所要件 平成22年12月31日以前から住民基本台帳に登録され、登録日の3月31日現在、引き続き市内に住んでいる人

※1月1日以降に県内の他市町村から転入した人は、旧住所地の市町村で投票することになります。県外転出者は投票不可。投票方法については選挙管理委員会へ問い合わせください

●年齢要件 平成3年4月11日以前に生まれた人

投票所入場整理券の郵送

入場整理券は3月18日現在で作成し、3月下旬に郵送する予定です。3月19日以降の転居や戸籍の異動などは反映されません。

入場整理券を持参すると期日前投票や投票日当日の手続きが簡単です。なお、入場整理券がなくても選挙人名簿に登録されていれば投票できますので、所定の投票所でその旨申し出てください。

開票

午後9時20分から早水公園体育文化センターで即日開票します。市内在住の選挙人に限り、開票の参観ができます。

選挙公報

選挙公報は、4月5日(火)に新聞折り込みで配布する予定です。市役所や各総合支所、地区市民センター、地区公民館、銀行、ショッピングセンターの一部などにも備え置きますのでご覧ください。郵送希望の人は申し出てください。

投票所

市内の94投票所で投票が行われます。必ず投票所入場整理券で場所を確認してください。

階段や段差がある投票所には、スロープを設置するなどして改善を図っていますが、未整備の所もあります。介添えなどが必要な人は、投票所の係員に気軽に申し出てください。

郵便による不在者投票

身体障害者手帳・戦傷病者手帳を持つている人で、法令で定める重度の障がいのある人や介護保険被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の人は、郵便により自宅投票できる制度があります。事前に手続きが必要ですが、手続きが済んだ人は4月6日(水)までに請求できますので、早めに手続きをしてください。

※自書できることなどの制限あり

指定病院などでの不在者投票

県選挙管理委員会が指定した病院や老人福祉施設などに入院・入所している人は、その病院などで不在者投票ができますので、早め病院などへ相談ください。

〈期日前投票〉

投票日当日に仕事やレジャー、冠婚葬祭などの用務があるなど、一定の理由に該当すると見込まれる人は期日前投票ができます。

投票はどの期日前投票所でもできますが、地区公民館は一部時間が異なりますので、注意してください。

期日前投票の際には、「投票用紙請求書兼宣誓書」の提出が必要ですので、備え付けの用紙に理由や氏名などの記載をお願いします。

〈期日前投票の投票所および日程〉

●投票所

コミュニティセンター(市立美術館前) 山之口・高城・高崎総合支所、山田総合センター
沖水・志和池・庄内・西岳・中郷地区公民館

●期間 4月2日(土)～9日(土)

●時間 午前8時30分～午後8時

※西岳地区公民館は午後6時まで

口蹄疫・高病原性鳥インフルエンザ

日本では、口蹄疫清浄国への復帰が認定されましたが、韓国では依然として感染拡大が止まらず、交流の盛んな日本へいつ入ってきてもおかしくありません。また、高病原性鳥インフルエンザも県内で発生し、渡り鳥がいなくなる時期までは危険な状況が続きます。畜産農家の皆さんは、防疫対策の確認と徹底をお願いします。

◎問い合わせ 畜産課 ☎23-2769

畜産農家の皆さんへ

- ①農場への出入り制限や出入り口での車両などの消毒、畜舎内に入る時の長靴の踏み込み消毒などの徹底をしてください
- ②外部からのウイルスの持ち込みを防ぐために、畜舎専用の長靴への履き替え、作業着の着替えなどの徹底をしてください

市民の皆さんへ

- ①特に必要がある場合以外は農場には近づかず、やむを得ず出入りする場合は、消毒などの防疫措置を徹底してください
- ②特に口蹄疫が発生している韓国や中国、台湾などへ渡航した人（携行品などを含む）は、帰国後しばらくは畜産農家と接触しないようにしてください
- ③自宅で鶏（愛玩鳥を含む）を飼育している人は、野鳥や野鳥のふんが小屋に入らない対策を行ってください

鶏肉や卵の安全性について

鶏の肉や卵を食べて、人が鳥インフルエンザに感染した例は世界的に報告されていません。流通・販売については、食肉衛生検査所などで厳しい検査を実施しているため、感染した鶏の肉や卵が市場に出回ることはありません。

養鶏農家の皆さんは、鶏の観察を十分に行ってください。5羽以上まとまって死んでいたり、うずくまっていたりするなどの異常が確認された時や、死亡羽数が通常の2倍以上の時には、鳥インフルエンザが疑われます。その場合には、関係機関に連絡をしてください。また、死んでいる野鳥を発見した場合も連絡してください。

◎宮崎家畜保健衛生所

☎62-5151

市内の小・中学校の長期休業が変わります

◎問い合わせ 学校教育課 ☎23-9544

学校教育の基準となる学習指導要領が改訂され、小学校は平成23年度から、また、中学校は平成24年度から授業時間数が増えます。本年度試行的に実施している見直し案を再検討し、平成23年度からの小・中学校の長期休業日を下記のように変更することになりました。

Q どのくらい授業時間が増えるの？

小学1・2年生で週2時間、小学3年生から中学生は週1時間、授業時間が増えることになりました。そのために夏休みなどの長期休業を見直して、授業日数を増やすことが必要になりました。

Q どうして今年の見直し案を変更するの？

残暑が厳しく、子どもたちの健康への配慮が必要のため、本年度よりも夏休みを長くします。

長期休業名	平成22年度(試行)	平成23年度以降
春季休業	4月1日を起算日とし、土・日曜日を除く4日間	4月1日を起算日とし、土・日曜日を除く3日間
夏季休業	7月23日から8月24日まで	7月23日から8月28日まで
冬季休業	12月27日から1月6日まで	12月27日から1月6日まで
学年末休業	3月27日から3月31日まで	3月27日から3月31日まで

■平成23年度各学期の日程

1学期	始業式	4月6日(水)	終業式	7月22日(金)
2学期	始業式	8月29日(月)	終業式	12月26日(月)
3学期	始業式	1月10日(火)	修了式	3月26日(月)

※入学式や卒業式については、各学校に問い合わせください

3月26日(土)～4月3日(日)

住所異動に係る受付窓口を 臨時的に開設します

3月下旬から4月上旬は、転入者や転出者が多いため、通常の窓口業務時間以外にも手続きができるように、本庁の受付窓口を臨時的に開設します。

●手続き可能な期間・時間

3月26日(土)～4月3日(日)

◎月～金曜日

19時まで時間延長

◎土・日曜日

9時から17時まで

●注意

左記以外の業務は、取り扱いません。また、手続き可能な業務でも、他市町村や関係機関への問い合わせが必要な申請・届け出などについては、取り扱えません。場合があります。

手続き可能な業務内容

市民課

☎23-2128

- ・住所異動届け出の受け付け
- ・各種証明の発行
- ・印鑑登録証の申請受け付け、交付

保険年金課

☎23-2127

- ・住所異動に関する国民健康保険の資格取得届および喪失届の受け付け
- ・住所異動に関する後期高齢者医療の資格取得届および喪失届の受け付け
- ・住所異動に関する国民年金関係届け出の受け付け

こども課

☎23-2684

- ・住所異動に関する乳幼児医療費助成、母子父子医療費助成、児童手当などの諸申請の受け付け
- ・ほかの市町村から都城市に異動した人への妊婦乳児健康診査受診票、予防接種ノートの交付

保育課

☎23-4894

- ・住所異動に関する保育の実施および解除、転園などの事務

※戸籍の届け出は、警備員室で行います。また、届け出および証明書の発行の際は窓口で本人確認を行っています

新しくなりました

ごみ収集カレンダー(日程表)

毎年各世帯に配布しているごみ収集日程表が平成23年度から広告入りのごみ収集カレンダーに変わります。各家庭で掲示するなどして、決められた日に、分別方法を守ってごみを出してください。

◎問い合わせ

環境業務課

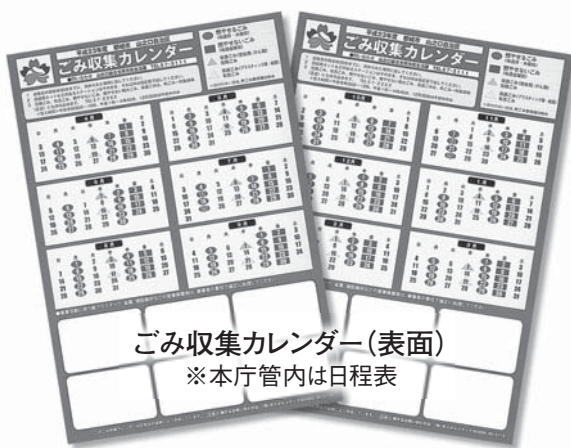
☎24-5560

広告入りごみ収集カレンダーで 作製費を削減しました

平成23年度用のごみ収集カレンダー(日程表)は、広告主の協賛により、広告代理店を介して無償で寄付していただきました。これまでも、市が使う封筒に広

自治公民館を通じて各世帯に配布

ごみ収集カレンダーは、各自治公民館を通じて3月に配布します。各家庭に届いたらひもでつるすなどしてごみ出し日を確認してください。最近、ごみ出しのルールを守らない人が増えています。カレンダー裏面の「家庭ごみの出し方・分け方」を参考にして、ルールに従ってごみを出しましょう。



ごみ収集カレンダー(表面)

※本庁管内は日程表



ごみ収集カレンダー(裏面)

家庭ごみの出し方・分け方